

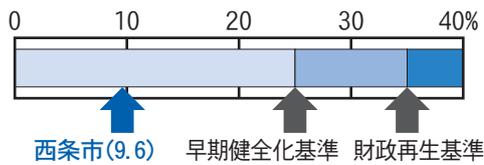
財政健全化判断比率 公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率

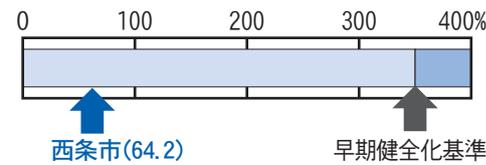
比率	西条市比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	——	11.94以上	20.00以上
②連結実質赤字比率	——	16.94以上	30.00以上
③実質公債費比率	9.6	25.0以上	35.0以上
④将来負担比率	64.2	350.0以上	

※①「実質赤字比率」と②「連結実質赤字比率」は、赤字額がないため「——」で表示しています。

③実質公債費比率



④将来負担比率



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、平成27年度決算における西条市の財政状況を判断する各比率を左表のとおりお知らせします。

これらの比率には早期健全化基準や財政再生基準等が設定されており、基準値を上回ると同法の規定によって財政の健全化に向けた改善措置が義務付けられます。平成27年度決算における比率は、いずれも基準値を下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

2 公営企業における資金不足比率

比率	会計区分	西条市比率	経営健全化基準
⑤公営企業における資金不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業における資金不足は、無し	20.0以上
	公共下水道事業特別会計		
	小規模下水道事業特別会計		
	港湾上屋事業特別会計		
	小松地域交流事業特別会計		
	本谷温泉事業特別会計		
	水道事業会計		
病院事業会計			

問合せ 市庁舎本館3階 財政課
TEL 0897-52-1314

用語解説

1 財政健全化判断比率

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示す。

- ①実質赤字比率 一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合
- ②連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合
- ③実質公債費比率 一般会計が負担する公債費や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合
- ④将来負担比率 地方債残高など将来負担すべき実質的な負債額の割合

2 資金不足比率

公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもの。比率が高いほど、経営状況に問題がある。

- ⑤資金不足比率 資金不足額の事業の規模に対する割合

西条西警察署は移転します

12月中旬に、西条西警察署は東予総合支所隣に移転します。

緊急の用事は18日(日)12時以降、行政的な手続きなどは19日(月)から新庁舎に来署してください。

お間違えのないようお願いいたします。

新住所 西条市周布349番地 1

TEL0898-64-0110

※電話番号は変更ありません

